

巴川流域総合治水対策協議会設置要領の改正について

1. 組織改正に伴う幹事の変更について

(1) 事 由

静岡県の組織改正

静岡県の組織名変更に伴い巴川流域総合治水対策協議会幹事会の構成員に変更が生じた。

(2) 対 応 (案)

巴川流域総合治水対策協議会設置要領を以下のように改正する。

ア 改正理由

静岡県の組織改正による。

イ 改正内容

別表 幹事の変更 (水利用課 ⇒ 水資源課)

2. 幹事の追加について

(1) 事 由

静岡市の体制強化

流域水害対策計画の変更に伴い追加となった巴川本川掘削に関連し、今後、巴川に架かる静岡市管理の橋梁の架け替えや補強等の対応が必要となる。治水事業と道路事業の情報共有や円滑な調整が重要となる。

(2) 対 応 (案)

巴川流域総合治水対策協議会設置要領を以下のように改正する。

ア 改正理由

流域水害対策計画変更に伴う事業調整のため

イ 改正内容

別表 幹事の追加 (静岡市建設局道路部道路保全課)

3. 幹事及び事務分掌の変更について

(1) 事 由

流域治水の取組推進にかかる幹事の見直し

県内各地における流域治水の取組推進に際して、水防災に対応したまちづくりとの連携強化が求められており、県の都市計画担当課との県内事例の情報共有・調整を図る必要がある。

一方、下水道事業に関しては、政令市である静岡市が計画立案から事業調整までの一連の事務手続きを行っていることから、県の下水道担当課が直接関わる必要性が低い。

(2) 対 応 (案)

巴川流域総合治水対策協議会設置要領を以下のように改正する。

ア 改正理由

流域治水の取組推進にかかる幹事の見直し

イ 改正内容

別表 幹事の追加 (県都市計画課)

幹事の削除 (県生活排水課)

(案)

巴川流域総合治水対策協議会設置要領の新旧対照表

旧				新			
(協議会設置の目的)				(協議会設置の目的)			
第1条 都市化の著しい巴川流域において、土地利用を含めた総合的な治水対策を講ずることにより水害を防止し、又は軽減することを目的として、巴川流域総合治水対策協議会（以下協議会という）を設置する。 また、近年の激甚な水災害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる関係者が協働して流域全体で水災害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行う。				第1条 都市化の著しい巴川流域において、土地利用を含めた総合的な治水対策を講ずることにより水害を防止し、又は軽減することを目的として、巴川流域総合治水対策協議会（以下協議会という）を設置する。 また、近年の激甚な水災害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる関係者が協働して流域全体で水災害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行う。			
(組織)				(組織)			
第2条 協議会は会長及び委員をもって組織し、別に幹事会を置く。 2 会長は静岡県河川砂防局長、副会長は静岡市建設局長、委員、幹事は別表に定める職にある者をもってあてる。 3 幹事会は、必要があるときは専門部会、作業部会を置くことが出来る。				第2条 協議会は会長及び委員をもって組織し、別に幹事会を置く。 2 会長は静岡県河川砂防局長、副会長は静岡市建設局長、委員、幹事は別表に定める職にある者をもってあてる。 3 幹事会は、必要があるときは専門部会、作業部会を置くことが出来る。			
(協議会の所掌事務)				(協議会の所掌事務)			
第3条 協議会は流域の特性に応じて総合治水対策の具体的施策等を検討選択し「流域整備計画」、「流域水害対策計画」を策定する。 2 前項の「流域整備計画」、「流域水害対策計画」に基づき、総合治水対策の推進を図る。 3 総合治水対策の推進にあたり、計画策定後の情勢の変化に対応して必要に応じ「流域整備計画」、「流域水害対策計画」の見直しを行う。 4 流域治水の全体像を共有・検討し、河川・下水・流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定、公表及び対策の実施状況についてのフォローアップを行う。				第3条 協議会は流域の特性に応じて総合治水対策の具体的施策等を検討選択し「流域整備計画」、「流域水害対策計画」を策定する。 2 前項の「流域整備計画」、「流域水害対策計画」に基づき、総合治水対策の推進を図る。 3 総合治水対策の推進にあたり、計画策定後の情勢の変化に対応して必要に応じ「流域整備計画」、「流域水害対策計画」の見直しを行う。 4 流域治水の全体像を共有・検討し、河川・下水・流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定、公表及び対策の実施状況についてのフォローアップを行う。			
(会議)				(会議)			
第4条 協議会及び幹事会の会議は会長が招集する。 2 協議会の会議は会長が主宰し、幹事会の会議は、静岡県河川企画課長が主宰する。				第4条 協議会及び幹事会の会議は会長が招集する。 2 協議会の会議は会長が主宰し、幹事会の会議は、静岡県河川企画課長が主宰する。			
(権限)				(権限)			
第5条 協議会は第3条に掲げる協議事項について協議する。ただし、事務的事項については幹事会で協議し、その結果を次回の協議会に諮るものとする。				第5条 協議会は第3条に掲げる協議事項について協議する。ただし、事務的事項については幹事会で協議し、その結果を次回の協議会に諮るものとする。			
(事務局)				(事務局)			
第6条 協議会の事務局は静岡県河川企画課、静岡市河川課に置き、代表事務局を静岡県河川企画課に置く。				第6条 協議会の事務局は静岡県河川企画課、静岡市河川課に置き、代表事務局を静岡県河川企画課に置く。			
(その他)				(その他)			
第7条 この要領に定めるものの他、協議会の運営に関し、必要な事項は別に定めることができる。				第7条 この要領に定めるものの他、協議会の運営に関し、必要な事項は別に定めることができる。			
(付則)				(付則)			
この要領は、昭和55年9月10日から施行する。				この要領は、昭和55年9月10日から施行する。			
第1回改正	昭和60年2月13日	協議会	(事務局名の変更及び幹事の追加)	第1回改正	昭和60年2月13日	協議会	(事務局名の変更及び幹事の追加)
第2回改正	平成4年2月10日	幹事会	(組織改正に伴う委員、幹事及び事務局名の変更)	第2回改正	平成4年2月10日	幹事会	(組織改正に伴う委員、幹事及び事務局名の変更)
第3回改正	平成8年3月21日	幹事会	(組織改正に伴う委員及び幹事の変更)	第3回改正	平成8年3月21日	幹事会	(組織改正に伴う委員及び幹事の変更)
第4回改正	平成9年2月12日	幹事会	(組織改正に伴う委員及び幹事の変更)	第4回改正	平成9年2月12日	幹事会	(組織改正に伴う委員及び幹事の変更)
第5回改正	平成10年3月27日	幹事会	(組織改正に伴う委員及び幹事の変更)	第5回改正	平成10年3月27日	幹事会	(組織改正に伴う委員及び幹事の変更)
第6回改正	平成11年3月26日	幹事会	(組織改正に伴う委員及び幹事の変更)	第6回改正	平成11年3月26日	幹事会	(組織改正に伴う委員及び幹事の変更)
第7回改正	平成13年2月8日	幹事会	(組織改正に伴う委員及び幹事の変更)	第7回改正	平成13年2月8日	幹事会	(組織改正に伴う委員及び幹事の変更)
第8回改正	平成16年7月9日	幹事会	(組織改正に伴う委員、幹事及び事務局名の変更)	第8回改正	平成16年7月9日	幹事会	(組織改正に伴う委員、幹事及び事務局名の変更)
第9回改正	平成17年3月23日	幹事会	(組織改正に伴う委員、幹事及び事務局名の変更)	第9回改正	平成17年3月23日	幹事会	(組織改正に伴う委員、幹事及び事務局名の変更)
第10回改正	平成19年1月17日	協議会	(組織改正に伴う幹事の変更)	第10回改正	平成19年1月17日	協議会	(組織改正に伴う幹事の変更)
第11回改正	平成19年11月21日	幹事会	(組織改正に伴う委員及び幹事の変更)	第11回改正	平成19年11月21日	幹事会	(組織改正に伴う委員及び幹事の変更)
第12回改正	平成22年8月2日	幹事会	(組織改正に伴う委員及び幹事の変更)	第12回改正	平成22年8月2日	幹事会	(組織改正に伴う委員及び幹事の変更)
第13回改正	平成26年6月5日	幹事会	(組織改正に伴う委員、幹事の変更)	第13回改正	平成26年6月5日	幹事会	(組織改正に伴う委員、幹事の変更)
第14回改正	平成27年5月25日	幹事会	(組織改正に伴う委員、幹事の変更)	第14回改正	平成27年5月25日	幹事会	(組織改正に伴う委員、幹事の変更)
第15回改正	平成28年6月21日	幹事会	(組織改正に伴う委員、幹事の変更)	第15回改正	平成28年6月21日	幹事会	(組織改正に伴う委員、幹事の変更)
第16回改正	平成30年7月5日	幹事会	(組織改正に伴う委員、幹事の変更)	第16回改正	平成30年7月5日	幹事会	(組織改正に伴う委員、幹事の変更)
第17回改正	令和3年6月15日	協議会	(協議会の所掌事務の追加、幹事の変更等)	第17回改正	令和3年6月15日	協議会	(協議会の所掌事務の追加、幹事の変更等)
				第18回改正	令和5年 月	協議会	(幹事の追加、変更)

(案)

巴川流域総合治水対策協議会委員及び幹事名簿の新旧対照表

旧				新					
別表	県・市	部局	委員名	別表	県・市	部局	委員名		
協議会	静岡県	知事直轄組織	政策推進局長	協議会	静岡県	知事直轄組織	政策推進局長		
		くらし・環境部	環境局長			くらし・環境部	環境局長		
		経済産業部	森林・林業局長 農地局長			経済産業部	森林・林業局長 農地局長		
		交通基盤部	河川砂防局長 都市局長 静岡土木事務所長			交通基盤部	河川砂防局長 都市局長 静岡土木事務所長		
		静岡市	危機管理総室			危機管理総室長	静岡市	危機管理総室	危機管理総室長
			企画局			企画局次長		企画局	企画局次長
	環境局		環境局次長		環境局	環境局次長			
	経済局		農林水産部長		経済局	農林水産部長			
	都市局		都市計画部長(次長兼) 建築部長		都市局	都市計画部長(次長兼) 建築部長			
	建設局		建設局長 土木部長(次長兼) 道路部長		建設局	建設局長 土木部長(次長兼) 道路部長			
	上下水道局		下水道部長		上下水道局	下水道部長			
	教育委員会事務局教育局		教育局次長		教育委員会事務局教育局	教育局次長			
	幹事会	県・市	部局		幹事名	幹事会	県・市	部局	幹事名
	幹事会	静岡県	知事直轄組織		総合政策課長	幹事会	静岡県	知事直轄組織	総合政策課長
くらし・環境部(建築住宅局)			建築安全推進課長	くらし・環境部(建築住宅局)	建築安全推進課長				
くらし・環境部(環境局)			生活環境課長 水利用課長	くらし・環境部(環境局)	生活環境課長 水資源課長				
経済産業部(森林・林業局)			森林計画課長 森林保全課長	経済産業部(森林・林業局)	森林計画課長 森林保全課長				
経済産業部(農地局)			農地計画課長 農地利用課長	経済産業部(農地局)	農地計画課長 農地利用課長				
交通基盤部(建設経済局)			公共用地課長 河川企画課長	交通基盤部(建設経済局)	公共用地課長 河川企画課長				
交通基盤部(河川砂防局)			河川海岸整備課長 土木防災課長 砂防課長	交通基盤部(河川砂防局)	河川海岸整備課長 土木防災課長 砂防課長				
交通基盤部(都市局)			生活排水課長	交通基盤部(都市局)	都市計画課長				
交通基盤部			静岡土木事務所次長	交通基盤部	静岡土木事務所次長				
静岡市			危機管理総室	危機管理総室次長	静岡市			危機管理総室	危機管理総室次長
			企画局	企画課長				企画局	企画課長
			環境局	環境保全課長				環境局	環境保全課長
			経済局(農林水産部)	農業政策課長 農地整備課長				経済局(農林水産部)	農業政策課長 農地整備課長
			都市局(都市計画部)	都市計画課長 開発指導課長 緑地政策課長 公園整備課長				都市局(都市計画部)	都市計画課長 開発指導課長 緑地政策課長 公園整備課長
		都市局(建築部)	建築指導課長	都市局(建築部)			建築指導課長		
		建設局(土木部)	河川課長 土木事務所長	建設局(土木部)			河川課長 土木事務所長		
		建設局(道路部)	道路計画課長	建設局(道路部)			道路計画課長 道路保全課長		
		上下水道局(下水道部)	下水道計画課長	上下水道局(下水道部)			下水道計画課長		
		教育委員会事務局教育局	教育施設課長	教育委員会事務局教育局			教育施設課長		